



自転車の交通ルールをご存じですか？

これまで自転車の違反は「指導・警告」が中心でしたが、今年4月から自動車などと同じように、軽い違反でも反則金が科されるしくみになります。

自転車交通違反時に切られる



青切符

原則

自転車は車道の左側を通行



例外

70歳以上の高齢者は、道路標識がなくとも 歩道を自転車で通行できますが歩行者優先で徐行が義務です。

歩行者優先：
歩道上では歩行者の通行を妨げないように注意する。

徐行：
歩道の中央から車道寄りの部分を走行し、歩行者がいる場合は一時停止する。

⚠️ 主な違反例

傘さし 酒気帯び



夜間はライトを点灯しましょう



自転車も「車の仲間」です。交通ルールを守って、安全に利用しましょう。

